

議案第48号

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙の
とおり制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和 平

加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成8年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「交流の場」の右に「及び健康づくり推進の拠点」を加える。

第3条から第5条までを削り、第2条の2を第3条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（業務）

第4条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民の保健と福祉の増進に供すること。
- (2) 市民の健康維持増進に供すること。
- (3) 市長が認めた保健・福祉団体等の活動及び市民の交流活動の用に供すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が特に必要と認める業務

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「である」を「又は特別の理由がある」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第2項第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同条第3項中「第2条の2」を「第3条」に、「第6条から第10条及び第12条」を「第5条から第9条及び第11条」に、「第8条から第10条及び別表」を「第7条から第9条並びに別表第1及び別表第2」に改め、同条を第14条とする。

第16条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

1 基本使用料

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大会議室	11,000	14,600	18,300	25,600	32,900	43,900
研修室1	1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,300

研修室 2	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800
研修室 3	700	900	1,100	1,600	2,000	2,700
ふれあいの間 1	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
ふれあいの間 2	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
いこいの間	無料					
一般浴室	1日1人300円					

- (1) 使用者が入場料を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合若しくは特別な使用形態をする場合は10割の額を加算する。
- (2) 使用時間を超過又は繰り上げて使用するときは、1時間当たりの算出料金を加算し、30分以上は1時間とみなす。
- (3) 大会議室を試演のため使用する場合は、基本使用料の5割相当額とする。

2 特別使用料

- (1) 空調を使用するときは、空調管理料として基本使用料に5割の額を加算する。
- (2) 特別に電気、その他を使用するときは、実費を徴収する。
- (3) 施設の附属設備使用料については、別に規則で定める。

別表第1の次に次の表を加える。

別表第2（第7条関係）

区分		単位	金額
体力テスト料		1人につき	300円
トレーニング料	大人	1人1回につき	150円
		回数券（11枚つづり）	1,500円
	小人（中学生以下）	1人1回につき	70円

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 加西市健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年加西市条例第14号）は、廃止する。

(審議資料)

平成 25 年 10 月 1 日より、健康増進センター機能を健康福社会館へ移転するため、「加西市健康増進センターの設置及び管理に関する条例」を廃止し、「加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例」に統合整理するため改正するもの。

【概 要】

健康増進センター施設の老朽化に伴い、健康増進センターの機能を健康福社会館に集約する。